

桶川市公共下水道事業会計 業務状況説明書

令和 6 年 度

下半期

(10月～3月)

1 事業の概要

(1) 総括事項

公共下水道は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全など広範な機能を有する基幹的な施設のひとつであり、この整備を市政の大きな柱として、昭和48年より積極的に取り組んできております。一部供用開始から44年を経過し、整備面積も拡大されてきており、令和6年度末の汚水整備面積は824.43haとなりました。

令和7年度の主な事業は、駅東口地区の雨水管整備や末広一丁目地区の汚水圧送管整備、公共下水道ストックマネジメント計画に基づく管路施設の点検・調査、マンホール蓋の交換工事(180か所)を行うとともに、既存の公共下水道施設の保守・運転管理の実施を予定しております。

(2) 業務量

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

区 分 項 目	当 期 状 況	前年同期状況	前年同期との比較	
			増 減	比 率
行政区域内人口 (人)	74,107	74,324	△217	△0.29
処理区域内人口 (人)	61,507	61,664	△157	△0.25
水洗化人口 (人)	59,433	59,347	86	0.14
普及率 (%)	83.0	83.0	-	0
水洗化率 (%)	96.6	96.2	-	0.4
汚水処理水量 (m ³)	7,492,932	6,913,789	579,143	△8.37
一日平均汚水 処理水量 (m ³)	20,529	18,890	1,639	8.67
有収水量 (m ³)	5,830,681	5,843,480	△12,799	△0.21
有収率 (%)	77.8	84.5	-	△6.7

2 経理の状況

収益的収入及び支出

収入 (単位：円、税込み)

科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
下水道事業収益	1,785,361,000	1,777,695,829	99.57%
営業収益	828,306,000	834,853,416	100.79%
営業外収益	957,055,000	942,842,413	98.51%

支出 (単位：円、税込み)

科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
下水道事業費用	1,734,494,000	1,705,812,983	98.35%
営業費用	1,648,405,000	1,621,652,750	98.38%
営業外費用	84,989,000	84,160,233	99.02%
予備費	1,100,000	0	0.00%

資本的収入及び支出

収入 (単位：円、税込み)

科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
資本的収入	636,102,000	518,402,185	81.50%
企業債	327,900,000	223,400,000	68.13%
負担金等	240,112,000	229,014,993	95.38%
補助金	65,680,000	65,578,903	99.85%
長期貸付金償還金	2,410,000	408,289	16.94%

支出 (単位：円、税込み)

科 目	予 算 現 額	執 行 済 額	執 行 率
資本的支出	850,878,000	734,994,987	86.38%
建設改良費	417,520,000	303,769,009	72.76%
固定資産購入費	990,000	960,707	97.04%
企業債償還金	409,918,000	409,917,058	100.00%
長期貸付金	2,410,000	408,289	16.94%
その他資本的支出	20,040,000	19,939,924	99.50%

3 予算の概要及び事業の経営方針

令和7年度桶川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度桶川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	58,600人
(2) 年間処理水量	7,800,050m ³
(3) 一日平均処理水量	21,370m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 管路建設改良費	396,388 千円
ロ ポンプ場建設改良費	87,648 千円
ハ 荒川左岸北部流域下水道建設負担金	134,490 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	1,920,134 千円
第1項	営業収益	882,880 千円
第2項	営業外収益	1,037,254 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1, 8 3 8, 4 3 4	千円
第1項 営業費用	1, 7 5 2, 7 0 8	千円
第2項 営業外費用	8 0, 2 2 6	千円
第3項 予備費	5, 5 0 0	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額231, 077千円は、減債積立金17, 727千円及び当年度分損益勘定留保資金213, 350千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	8 3 3, 1 9 2	千円
第1項 企業債	4 9 6, 5 0 0	千円
第2項 負担金等	1 8 5, 3 8 4	千円
第3項 補助金	1 4 8, 1 0 3	千円
第4項 長期貸付金償還金	3, 2 0 5	千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 0 6 4, 2 6 9	千円
第1項 建設改良費	6 1 8, 5 2 6	千円
第2項 固定資産購入費	6 2, 2 4 4	千円
第3項 企業債償還金	3 8 0, 1 9 4	千円
第4項 長期貸付金	3, 2 0 5	千円
第5項 その他資本的支出	1 0 0	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円、税込み)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場建設改良費（更新工事）	130,200	令和7年度	52,000
				令和8年度	78,200

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
桶川市水洗便所改造資金融資あつせん規則に基づき、融資あつせんを受けた者が銀行等から借り受けた資金に対する損失補償	令和7年度から完済の年度まで	元金及び利子に対する損失補償額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 362,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
荒川左岸北部流域下水道事業	134,400	同上	同上	同上
計	496,500			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

83,302千円

(他会計からの補助金)

第11条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、86,941千円である。